

従業員の育児休業・育児休暇の取得の



推進等に熱心な企業を募集します！

大津市では、市内事業者において、従業員一人ひとりが仕事と生活を両立しながら生き生きと働ける職場環境の実現に向け、従業員が育児をはじめ、介護やボランティア、学校行事などへ参画しながら働き続けられるよう「従業員の育児休業・育児休暇の取得推進等に熱心な企業」の取組事例を表彰することにより、その取組の普及促進やワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに寄与することを目的として募集を行っております。是非とも、この機会に貴社の取組みを積極的にPRしてください。なお、表彰事業所の取組み内容につきましては、市HPより発信いたします。

●応募締切 令和7年11月25日(火)必着

☆募集内容

- (1) 休業・休暇制度の充実に関する取組（育児をはじめ、介護、ボランティア、学校行事等で取得できる休暇制度）
- (2) 育児等で労働時間の調整が可能な制度の充実に関する取組（勤務時間短縮、始業・終業時間の繰上げ、繰下げ等の措置の導入）
- (3) その他従業員が働きながら仕事と育児等の生活を両立できる職場環境づくりに関する取組

☆応募資格

- ・大津市内に住所を有する企業及び事業所であること。
 - ・雇用保険の適用事業所であること。
 - ・労働協約又は就業規則等で育児休業制度を設けていること。
 - ・市税（本市以外の市町村から課税されたものを含む）を完納していること。
- ※ 暴力団員及び暴力団またはこれらと密接な関係を有する企業等は対象外とします。

☆応募方法

別紙の応募用紙、役員名簿、誓約書をご記入のうえ、郵送またはFAX、メールで大津市産業観光部商工労働政策課までご応募ください。

☆審査発表及び表彰

- ・選考結果については、大津市ホームページで発表します。
- ・令和8年2月開催予定の「ワーク・ライフ・バランスセミナー」にて表彰します。
- ・選考された事業所の方には、賞状を授与いたします。

☆応募先及びお問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市産業観光部商工労働政策課

TEL 077-528-2755 / FAX 077-523-4053 / E-mail: otsu1601@city.otsu.lg.jp